

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月18日
福島県規則第78号

(認定の申請に必要と認める図書)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「認定申請建築物」という。）が知事が指定する機関により法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた場合 当該機関が発行するその旨を証する書類
- 二 認定申請建築物（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第2条第1項に規定する住宅に係る部分を有するものに限る。次号において同じ。）の全部又は一部が品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関により品確法第31条第1項の住宅型式性能認定（以下単に「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する場合であって、当該住宅型式性能認定が法第54条第1項各号に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法省令」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書（以下単に「住宅型式性能認定書」という。）の写し
- 三 認定申請建築物の全部又は一部が品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等（以下単に「認証型式住宅部分等」という。）である場合であって、当該認証型式住宅部分等が法第54条第1項各号に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 品確法省令第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（以下単に「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の写し

(認定の申請に不要と認める図書)

第2条 省令第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合 当該住宅型式性能認定書において、品確法省令第64条第一号イ(3)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- 二 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において、品確法省令第64条第一号ロ(4)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(工事完了報告)

第3条 知事は、法第55条第1項に規定する認定建築主が法第56条に規定する低炭素建築物の新築等に関する工事を完了した場合は、同条の規定により、知事が別に定める工事完了報告書により当該工事の完了について報告を求めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。